

うだし

社協だより

No.119

令和7年11月1日

社会福祉法人
宇陀市社会福祉協議会

つながりをたやさず支えあう社会づくり

赤い羽根共同募金 ご協力よろしくお願ひします



10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まっています。

共同募金は「赤い羽根」をシンボルとする「たすけあい」の活動です。

皆さんからお寄せいただいた善意の寄付金は、地域福祉の充実のため、ボランティア活動やいきいきサロンの支援などに役立てられます。

皆さまのあたたかい善意を「赤い羽根共同募金」にお寄せくださいますようお願いいたします。

スマートフォンからも、募金ができます。



P2 宇陀市共同募金委員会 会長就任の挨拶

歳末たすけあい募金のお願い

P3 令和7年度 歳末たすけあい激励金の申請について

P4 令和7年度 歳末たすけあい激励金 申請書

P6 令和7年度 歳末たすけあい激励金 委任状

P8 相談日のお知らせ／リサイクル情報／ほっとひといき

主な
内容



この社協だよりは、赤い羽根共同募金の助成を受けて作成しています。

宇陀市共同募金委員会

会長就任のごあいさつ



社会福祉法人
奈良県共同募金会
宇陀市共同募金委員会

会長 井 上 清 利

令和7年8月7日付けで宇陀市共同募金委員会会長に就任いたしました井上清利でございます。

皆さまには、日頃より赤い羽根共同募金に「支援」ご協力をいただき誠にありがとうございます。

前任の喜多俊幸会長が、長年に亘り「思いやりの心を育む共同募金」の発展に尽力された事に深く敬意を表し、それを尊重、継承しながら、取り組んでまいります。

赤い羽根共同募金の歴史は、戦後間もない昭和22(1947)年に、住民主体の民間運動として始まり、今年で79年目となります。「じぶんの町を良くする仕組み」として、支援を必要とする方々のために活動する地元のボランティア団体等への助成を通じて「つながりをたやすく支えあう社会づくり」をめざしています。

また、近年の大規模災害時には、被災地を支援する仕組みもつくられてまいりました。

社会情勢が変化する中、これから共同募金の存在と役割は、ますます重要なになると感じております。

これまで以上に関係機関団体の皆さまと連携し、皆さまの「期待に応えられるよう運動を展開してまいりたいと存じます。

赤い羽根共同募金に、より一層、皆さまの「理解」「支援をお願い申し上げまして、会長就任のご挨拶といたします。

歳末たすけあい募金のお願い



歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、12月1日から12月31日までの1ヶ月間実施される募金です。

新たな年を迎える時期に、支援を必要とされている方々が安心して地域で暮らすことができるよう実施しています。

お寄せいただいた寄付金は、経済的困窮等により、支援を必要とされる方に激励金として配分する予定になっています。

昨年度の歳末たすけあい募金では、1,705,310円のご協力をいただき、市内139世帯に「歳末たすけあい激励金」を配分させていただきました。

本年度も募金活動にご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



この事業は、宇陀市民の皆様からの歳末たすけあい募金により実施します。

令和7年度 峰末たすけあい激励金の申請について

経済的困窮等により支援を必要とする方が、住み慣れた地域であたたかいお正月を迎えることができるよう宇陀市のみなさまからの募金による「激励金」の助成を行います。下記の要件に該当し、「激励金」を希望される方は、申請方法をご確認のうえ、お申込みください。

【対象となる世帯】 **A** と **B** の両方に当てはまる世帯。

A 宇陀市に住民票がある **生活保護受給世帯は対象になりません。また年末年始に在宅の方が対象で、一時帰宅・長期入院者・長期入所者は対象なりません。**

B 世帯員全員の収入（所得証明書に記載される支払金額）が次の表の金額以下である

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
収入金額（万円）	103	151	199	247	295

※税金や社会保険料等を引く前の支払金額です。

【申請に必要な書類】 申請書の他に添付書類が必要です。(提出後の書類はお返しできません。)

- ①過去3ヶ月以内に発行された**住民票謄本**（続柄ありで世帯全員が記載されているもの）1通
- ②過去3ヶ月以内に発行された**世帯員全員分**の所得証明書（高校生以下の方は不要）

※添付書類が不足すると対象外となる場合があります。

【申請方法】 郵送や代理申請も可能。

- ・郵送申請や代理の方の申請でも受け付けます（代理人は誰でもかまいません）。
- ・申請書は宇陀市社会福祉協議会・市役所厚生保護課・地域事務所にあります。
(宇陀市社会福祉協議会ホームページ「お知らせ」からダウンロードすることもできます。)

【住民票や所得証明書の取得が難しい場合】 証明書の取得を社協に委任をすることも可能。

- ・別紙委任状に署名押印し、提出していただくことで、宇陀市社会福祉協議会が代理取得することもできます。郵送申請の場合は証明書発行手数料分の切手を同封してください。手数料分の切手の同封がない場合は申請を受け付けることができません。手数料は1通につき300円です。
- ・所得証明書を宇陀市社会福祉協議会で取得した結果、記載されている収入金額の合計が**B**の表に当てはまらなかった場合は対象外となります。
- ・委任状の「委任する人」欄は3人まで記入できますが、印鑑は別々の物をご使用ください。

【申請受付期間】 **期日厳守**

- ・社協窓口に持参の場合：令和7年11月21日（金）までの平日9:00～17:00
- ・郵送の場合：令和7年11月21日（金）必着

【激励金の金額】 募金額によって変わります。

- ・令和7年度歳末たすけあい募金の募金額により決定します。
対象者には後日通知します。

【激励金の交付】 年内に送金予定。

- ・令和7年12月末日までに、世帯主の口座へ振り込みます。

【申請先・申請書類郵送先】

〒633-2221

宇陀市菟田野松井486-1

宇陀市社会福祉協議会

電話番号：0745-84-4116

IP電話：0745-88-9202

FAX：0745-84-3600

令和7年度 島根県社会福祉協議会 募金配分事業 申請書

令和7年 月 日

社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会 会長 様

私は、島根県社会福祉協議会 募金配分事業 申請書に記載された個人情報及び添付書類は、令和7年度島根県社会福祉協議会 募金配分事業以外の目的では使用いたしません。

申請内容を宇陀市役所、民生児童委員に照会することに同意します。

※申請書に記載された個人情報及び添付書類は、令和7年度島根県社会福祉協議会 募金配分事業以外の目的では使用いたしません。

世帯主 氏名	ふりがな			代 筆 者	ふりがな	
					氏名	
	印 (シャチハタ不可)				電話	
住 所	〒			電 話		
世帯 の 状 況	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業または学校名	
	世帯主		大・昭・平・令 年 月 日			
			大・昭・平・令 年 月 日			
			大・昭・平・令 年 月 日			
			大・昭・平・令 年 月 日			
			大・昭・平・令 年 月 日			

世帯全員の収入（所得証明書に記載される額面金額）合計は、次の表の金額以下です。

（該当の箇所に○印を付けてください）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
年間収入(万円)	103	151	199	247	295

あなたの世帯は、どの区分に当てはまりますか（該当区分に○印を付けてください）。

高齢者(70歳以上) のみが属する世帯	障害者手帳所持者 がいる世帯	ひとり親世帯	その他の世帯
------------------------	-------------------	--------	--------

激励金振込口座（世帯主の口座に限ります）

振込先	金融機関	南都銀行・ならけん農協・ゆうちょ銀行・大和信用金庫 その他()				
		支店名	支店・出張所			
	預金種目	普通・当座	口座番号			
	フリガナ					
口座名義人						

※口座番号等に間違いがないか再度ご確認ください。記入に誤りがある場合は、送金できないことがあります。

記入例

令和7年度 島根県たすけあい激励金 申請書

令和7年 月 日

社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会 会長 様

私は、島根県たすけあい「激励金」を受けたいので申請します。

申請内容を宇陀市役所、民生児童委員に照会することに同意します。

※申請書に記載された個人情報及び添付書類は、令和7年度島根県たすけあい募金配分事業以外の目的では使用いたしません。

世帯主 氏名	ふりがな うだ いちろう		代 筆 者	ふりがな		
	宇陀一郎			宇陀印 (シャチハタ不可)	氏名	
					電話	
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 宇陀市〇〇〇〇〇〇		電話	0745-12-3456		
世帯の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業または学校名	
	世帯主	宇陀一郎	大昭平令 21年8月20日	79	無職	
	妻	宇陀花子	大昭平令 21年9月5日	79	無職	
	子	宇陀二郎	大昭平令 45年7月10日	55	アルバイト	
			大昭平令 年月日			
			大昭平令 年月日			

世帯全員の収入（所得証明書に記載される額面金額）合計は、次の表の金額以下です。

(該当の箇所に○印を付けてください)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
年間収入(万円)	103	151	199	247	295

あなたの世帯は、どの区分に当てはまりますか（該当区分に○印を付けてください）。

高齢者(70歳以上) のみが属する世帯	障害者手帳所持者 がいる世帯	ひとり親世帯	その他の世帯
------------------------	-------------------	--------	--------

激励金振込口座（世帯主の口座に限ります）

振込先	金融機関	南都銀行・ならけん農協・ゆうちょ銀行・大和信用金庫 その他()										
		支店名	〇〇〇〇 支店・出張所									
		預金種目	普通	・	当座	口座番号	7	6	5	4	3	2
	フリガナ	ウダ イチロウ										
	口座名義人	宇陀一郎										

※口座番号等に間違いがないか再度ご確認ください。記入に誤りがある場合は、送金できないことがあります。

委 任 状

(宛先) 宇陀市長

令和7年 月 日

委任する人	住所			
	世帯主	印 (シャチハタ不可)	生年 月日	大・昭・平・令 年 月 日生
	世帯員	印 (シャチハタ不可)	生年 月日	大・昭・平・令 年 月 日生
	世帯員	印 (シャチハタ不可)	生年 月日	大・昭・平・令 年 月 日生
	私は次の者を代理人と定め、次の事項を委任します。			
委任事項	1. 歳末激励金申請に使用する()の住民票謄本の写し <u>1</u> 通の交付申請及び受領			
	2. 歳末激励金申請に使用する()の所得証明書の写し各 <u>1</u> 通の交付申請及び受領			
頼まれた人	住所	奈良県宇陀市菟田野松井 486-1		
	氏名	社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会 印		
	氏名	印		

※必ず、委任する人が上記の太枠内をすべて自筆してください。

※申請等の際は、代理人自身を証する本人確認書類(免許証、パスポート等)が必要です。

※委任状を偽造して交付を受けた場合は、私文書偽造等の罰則が課されます。

※後日、本人に確認する場合があります。

※委任事項欄の()は、委任する人の氏名を記入してください。

(住民票謄本は世帯主、所得証明書は添付が必要な世帯員全員)

誓 約 書

私は、申請書に記載の使用目的により、(住民票謄本、所得証明書)の交付を申請しますが、人権やプライバシーの保護のために、これにより知り得た内容については、目的以外に一切使用しないことを誓約します。

また、本人から請求者(申請者)に関する情報の開示請求があった場合は、その開示に同意します。

(宛先) 宇陀市長

令和7年 月 日

請求者(申請者)

住 所 奈良県宇陀市菟田野松井 486-1

氏 名 社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会 印

氏 名

印

委任状の記入例

(例) 3人世帯が郵送申請する場合
住民票謄本1通300円分と、所得証明書3通900円分
合計1,200円分の切手の同封が必要です。

委任状

(宛先) 宇陀市長

令和7年 月 日

委任する人	住所	奈良県宇陀市○○○○○			
	世帯主	宇陀一郎 (シャチハタ不可)	宇陀 	生年 月日	大昭平令 21年8月20日生
	世帯員	宇陀花子 (シャチハタ不可)	宇陀 	生年 月日	大昭平令 21年9月5日生
	世帯員	宇陀二郎 (シャチハタ不可)	宇陀 	生年 月日	大昭平令 45年7月10日生
私は次の者を代理人と定め、次の事項を委任します。					
委任事項	1. 歳末激励金申請に使用する(宇陀一郎)の住民票謄本の写し1通の交付申請及び受領 2. 歳末激励金申請に使用する(宇陀一郎、宇陀花子、宇陀二郎)の所得証明書の写し各1通の交付申請及び受領				
頼まれた人	住所	奈良県宇陀市菟田野松井486-1			
	氏名	社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会			
	氏名				

※必ず、委任する人が上記の太枠内をすべて自筆してください。

※申請等の際は、代理人自身を証する本人確認書類(免許証、パスポート等)が必要です。

※委任状を偽造して交付を受けた場合は、私文書偽造等の罰則が課されます。

※後日、本人に確認する場合があります。

※委任事項欄の()は、委任する人の氏名を記入してください。

(住民票謄本は世帯主、所得証明書は添付が必要な世帯員全員)

誓約書

私は、申請書に記載の使用目的により、(住民票謄本、所得証明書)の交付を申請しますが、人権やプライバシーの保護のために、これにより知り得た内容については、目的以外に一切使用しないことを誓約します。

また、本人から請求者(申請者)に関する情報の開示請求があった場合は、その開示に同意します。

(宛先) 宇陀市長

令和7年 月 日

請求者(申請者)

住所 奈良県宇陀市菟田野松井486-1

氏名 社会福祉法人
宇陀市社会福祉協議会 

氏名



相談日のお知らせ

弁護士による福祉専門相談

【要予約 先着2件】

■日時 11月 6日 (木)
12月 9日 (火)
午前10時～正午まで

精神科医による専門相談

【要予約 先着2件】

■日時 11月 19日 (水)
12月 24日 (水)
午後2時～午後4時まで

場所・申込先

けんりょうご

宇陀市社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートうだ
(宇陀市榛原下井足49番地の1 榛原サンクシティ2階 うだ健幸プラザ)

☎ 0745-82-2100 (代表)

※弁護士・精神科医の相談日時と場所は、変更する場合があります。



リサイクル情報

★申し込みは、宇陀市社会福祉協議会までご連絡ください。
☎ 0745-84-4116 IP☎ 0745-88-9202

宇陀市社会福祉協議会では『もったいない』そんな心を大切に、家庭にある不要品を譲りたい人、求める人の仲介を行っています。ただし、家電製品は取り扱っておりません。譲っていただく品物は、希望者が現れるまでご自宅で保管していただきます。希望者が現れるまでに処分されましたら、宇陀市社会福祉協議会までご連絡ください。

譲ります

- 学習机
- ランドセル (ピンク)
- シルバーカー (椅子になるタイプ)
- プリンターインク ブラザー用 (イエロー3本LC-11/16Y、シアン3本LC-11/16C、マゼンタ4本LC-11/16M)
- アルミ製蒸し器角形2段
- ひな人形
- 通学用カバン 黒・紺・赤 (新品、背負って使用できる、縦30cm×横50cm)
- 大人用自転車
- サイクリング自転車24インチ (ピンクベース)



譲ってください

- リュックサック (縦30cm、黒)
- パトカーのおもちゃ (20~30cm)
- 衣装ケース (高さ50センチ)
- 衣装ケース (高さ30~50cm)



社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会

〒633-2221 奈良県宇陀市菟田野松井486番地1
(菟田野地域事務所内 3F)

部署	電話番号	IP電話	FAX番号
総務福祉課	0745 84-4116	0745 88-9202	0745 84-3600

宇陀市社会福祉協議会ホームページ
<http://www.udashi-shakyo.jp/>



～ほっとひといき～

11月は、「スポーツの秋」「読書の秋」「食欲の秋」と呼ばれ、活動がしやすく体調を整えるには、絶好の季節かと思います。

それともう一つ、「もみじ」「イチョウ」「欒」などが紅葉し、視覚的にも私たちの気持ちを癒してくれる季節でもあります。

近年、季節の変わり目があまり感じられなくなって、体調管理が難しくなっています。《それぞれの秋》を満喫し、体調を整え来るべき冬に備えたいものです。

(広報編集委員 松本 潔)